

北九州市行財政改革大綱について【概要版】

概要

社会経済状況が刻々と変化する中、「元気発進！北九州」プラン及び「北九州市新成長戦略」に掲げる施策等に重点的に取り組むとともに、少子高齢化社会の進展など、多様な行政需要等にも対応していく必要がある。一方、今後の本市財政を取り巻く状況は更に厳しさを増すことが予想される。

このような状況に的確に対応していくためにも、より一層の「選択と集中」を行いながら、持続可能で安定的な財政の確立、維持に努めていく必要があり、今一度、政策実現の基盤となる行財政運営全般の見直しを行うもの。

北九州市行財政改革調査会

行財政運営全般の見直しを行うに当たって、平成 24 年 4 月、附属機関である「北九州市行財政改革調査会」に対して、以下の 4 つの項目について諮問を行った。

- ・官民の役割分担と持続的な仕事の見直しの仕組みについて
- ・公共施設のマネジメントについて
- ・外郭団体改革について
- ・簡素で活力ある市役所の構築について

北九州市行財政改革大綱

北九州市行財政改革調査会から受けた答申の趣旨等を踏まえ、平成 26 年度以降の新たな行財政改革の大きな方向性として、「北九州市行財政改革大綱」を策定した。

推進体制等

庁内推進体制…北九州市行財政改革推進本部

第三者機関…北九州市行財政改革推進懇話会【新設】

I 簡素で活力ある市役所の構築について

1 目指すべき市役所像

(1) 課題解決型・成果重視型組織の構築

時代・状況の変化に応じ、課題を的確に捉え、絶えず現状維持から現状打破を志向する「課題解決型・成果重視型組織」を構築する。

(2) 簡素で効率的な組織・人員体制

総人件費の抑制を図り、少数精鋭の簡素で効率的な組織・人員体制を構築する。

2 課題解決型・成果重視型組織の構築に向けた具体的取組み

(1) 組織マネジメント

- ・組織目標の職員全体での共有や組織横断的なプロジェクト型組織の活用等により課題解決型の組織運営を実現する。
- ・管理職について、常にその必要性を検証し、職員全体の人員体制に見合うよう見直しを行う。

(2) 人事制度の抜本的見直し

- ・目標管理制度実施対象の拡大や具体的な評価基準の設定等により、人事評価制度を再構築する。
- ・評価結果の昇給、勤勉手当への反映をより充実させるとともに、給与面で職責や職位の違いが実感できる仕組みを検討する。
- ・柔軟な人事異動や採用区分・入職年齢などに応じた育成モデルの提示等による専門性の向上、性別に関わらず能力が発揮できる職場の実現、ワーク・ライフ・バランスの推進等により、能力開発・活用を図る。

3 簡素で効率的な組織・人員体制に向けた具体的取組み

(1) 組織・人員体制

引き続きよりスリムな組織・人員体制を構築し、人口 1 万人当たりの職員数を 87.7 人から 70 人台を目指すとともに、「選択と集中」の観点での行政運営ときめ細かな定員管理に努める。

(2) 給与水準

人事委員会勧告対象外で民間企業等との均衡がとれていない技能労務職員の給与水準や特殊勤務手当などの適正化を図るとともに、勧告の対象であるものについても、国及び他都市との均衡がとれていないものについては、その適正化を図る。

(3) 優秀な人材の確保及び職員構成の高齢化への対応のあり方

適切なインセンティブを持った早期退職制度の実施や組織活力の保持を図りながら、継続雇用を行う再任用制度を実施する。また、様々な手法により採用試験を実施し、任期付職員採用の規定を整備する。

Ⅱ 外郭団体改革について

1 基本的な考え方

(1) 外郭団体の役割

民間委託等でできない、または適さない業務について、市が直接担うより効果的かつ効率的な事業運営を行うことにより、市の政策の一翼を担う

(2) 市の適切な関与による政策の実現

- ・ 政策に沿ったミッションの明示と、そのミッションが適切に遂行されているかを成果の視点で評価する。
- ・ 市職員の派遣について、必要最小限に止めることを基本とするとともに、市の財政支出（補助金・委託料等）について常に精査する。
〔 特命随意契約については、その委託が妥当である業務についても、その妥当性等を検証・担保するための仕組みを導入する。 〕
- ・ 市の指導調整機能を強化する。

(3) 外郭団体の効果的・効率的な事業運営

- ・ ミッションを着実に遂行するため、トップマネジメント機能を強化するとともに、PDCAサイクルによって、効果的・効率的な事業運営を行う。
- ・ 一層の組織・人員体制の効率化に努めるとともに、団体職員の給与についても適正な給与体系・給与水準を図る。
- ・ 外郭団体と市あるいは外郭団体間における人事交流の仕組みを構築する。

(4) その他

- ・ 公益財団法人の基本財産の保有については最小限に止める。

2 各団体の見直し

「外郭団体の役割」に照らした、各団体の今後のあり方（主なもの）

- ・ 解散する団体
北九州市土地開発公社
- ・ 統合を検討する団体
北九州産業学術推進機構及び九州ヒューマンメディア創造センター
北九州国際交流協会及びアジア女性交流・研究フォーラム
- ・ 特に具体的な成果が求められ、成果が見られなければ統廃合を検討する団体
国際東アジア研究センター
アジア女性交流・研究フォーラム（研究部門）
- ・ 事業範囲を見直す団体
北九州市都市整備公社（到津の森公園に特化）
北九州市住宅供給公社（民間競合部門を縮小）
- ・ 特に事業内容を精査する団体
北九州市芸術文化振興財団 北九州産業学術推進機構
- ・ 特に経営状況を注視する団体
北九州輸入促進センター 北九州テクノセンター
帆柱ケーブル 北九州高速鉄道

Ⅲ 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しについて

【官民の役割分担】

1 基本的な考え方

(1) 必ずしも市が関与する必要性がないもの

代替的な行政サービスへ移行するか、積極的に廃止あるいは民営化を図る。

(2) 何らかの形で市が関与する必要性があるもの

「民間にできることは民間に委ねる」という考え方に基づき、市が直接実施する必要がある行政サービスであるか否かを、細分化、包括化、サービス水準、コスト等の視点から検討する。

2 具体的な取組み

既に定型的業務としてのまとまりがある業務、民間事業としても行われている業務の基本的な方向性については、下記のとおりとし、具体的な実施方法、時期等について、今後とりまとめを行う。

(留意事項)

- ・ 市民生活の安全と安心を守るための危機管理対策等、引き続き、行政として果たすべき責務
- ・ 民間委託等を実施する際、市民サービスの低下を招かないための業務特性に応じた適正な業務履行の確保
- ・ 委託化等を行う業務に従事している職員の意欲・能力を市政に活かすための公務内での活用策

〈既に定型的業務としてのまとまりがある業務〉

○ 全面民間委託の方向とする業務

- ・ 一般ごみ収集運搬業務
- ・ 保育所調理業務
- ・ 自動車運転手の業務
- ・ 自動車整備士の業務
- ・ 守衛の業務
- ・ 斎場業務員の業務
- ・ 防疫員の業務
- ・ 学校給食調理業務（特別支援学校を除く）

○ 引き続き、市が直接実施する業務

- ・ 環境業務指導員の業務
- ・ 動物愛護指導員の業務
- ・ 校務員の業務（嘱託化の方向）

○ あり方について検討する業務

- ・ 渡船事業における船長・機関長の業務（民間委託を含め検討）

〈民間事業としても行われている業務〉

○ 市が直接行うべき施設数を精査した上で、民営化などを進めていくもの

- ・ 保育所
- ・ 幼稚園

○ その他

- ・ 病院（一般会計からの繰出金について能率的な経営の視点等から検討）
- ・ 市営バス（経営計画の取組みとその評価・検証を踏まえた事業のあり方の検討）
- ・ 障害福祉施設（条件が整い次第、民間譲渡）

Ⅲ 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しについて

【持続的な仕事の見直し】

1 基本的な考え方

- 全ての事業を、現在の行政課題に対する必要性、「官民の役割分担」の基本的な考え方に照らして持続的に点検し、見直しを行う。
- 事業を評価するにあたっては、期待される成果をあげているか、経済的・効率的に実施されているかの視点で行う。評価制度がより予算編成に活用されるよう運用する。

2 具体的な見直しの視点

下記の視点により、毎年度の事業の継続的な見直しを行い、別途策定する推進計画に適宜盛り込む。

〈官民の役割分担に関する事項〉

(1) 民間活力の更なる導入

民間委託化等にあたっての留意事項等を踏まえ、民営化、民間委託、その他官民協働の手法等により民間活力の導入を進める。

(2) 指定管理者制度の新規導入

市民サービスの向上と効率的な運営が図れる場合は、市の直営の施設について指定管理者制度の導入を行う。

(3) 市の関連団体、民間事業者等に対する支援のあり方

外郭団体以外で市の業務と密接に関連する団体に対する支援について、内容を精査する。民間事業者等に対する支援について、政策的意義等を十分検討しながら適切に実施する。

〈事業内容等の見直しに関する事項〉

(4) 組織横断的な視点での事業の再構築など事業の抜本的な見直し

組織横断的な視点での事業の再構築、事業実施体制そのもの見直し等、より効率的かつ効果的な事業実施に向けて事業の抜本的な見直しを行う。

(5) 行政サービスや受益と負担水準のあり方

他都市との水準比較や本市の特徴、財政状況等を踏まえ、市全体として総合的な視点で検討を行う。

(6) 中長期的な展望に立った制度などの見直し

少子高齢化の進展等により増え続ける行政需要及び厳しい財政状況を踏まえ、持続可能な制度のあり方について検討を行う。

(7) その他事業の効率性、費用対効果などの視点による見直し

その他事業の必要性、成果、経済性・効率性、費用対効果等の視点から、絶えず事業内容の見直しを行う。

IV 公共施設のマネジメントについて

1 公共施設マネジメント方針

(1) 基本的な考え方

- ・市民の安全・安心を確保し、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる仕組みを構築する。

(2) 取り組みの視点

ア 総量抑制（保有量の縮減）

- ・整備当初の使命が薄れた施設や過剰な施設については廃止・縮小するなど、市民の利用状況に留意しつつ、市全体の公共施設の保有量を縮減する。
- ・老朽化施設の更新にあたっては、他の公共施設との複合化や多機能化を検討する。

イ 維持管理・運営方法の見直し

- ・民間活力の導入等により、公共施設の維持管理・運営方法の効率化に取り組む。

ウ 資産の有効活用

- ・公共施設の長寿命化のほか、余剰地の売却・賃貸など効果的かつ効率的な資産活用に取り組む。

エ 施設整備に関するルール

- ・新規・更新を問わず、全体の中で優先順位をつける仕組みなど、インフラを含めた公共施設の整備に関する新たな仕組みづくりに取り組む。

(3) 取り組み目標

- ・少なくとも「今後40年間で保有量を約20%削減する」ことを目指す。

2 具体的な取り組み

(1) 市民への説明

- ・公共施設の現状や課題について広く市民に説明するなど、公共施設マネジメントの取り組みに対する市民の理解を促進する。

(2) 施設分野別の実行計画の策定

- ・各施設所管局等において、総量抑制を前提に施設分野別の実行計画等を策定する。

【実行計画等の策定を想定している施設分野】

- | | | | |
|-------|-------|------------|---------|
| ・市営住宅 | ・小中学校 | ・生涯学習関連施設等 | |
| ・文化施設 | ・図書館 | ・青少年施設 | ・スポーツ施設 |

- ・老朽化施設が集中する地域は、モデルプロジェクトとして、施設分野別の実行計画等に基づいた再配置計画づくりを進める。

(3) マネジメント体制の整備

- ・公共施設マネジメントの取り組みを推進するための専任組織を設置する。
- ・公共事業の構想段階から必要性や効果等を検証する仕組みを構築する。